（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電気事業報酬	―	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比	―	同　上

（削る）

（削る）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
電気事業報酬	―	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比（送電部門、変電部門及び配電部門の設備の帳簿価額は、零とする。）	―	同　上

第３表

水力・火力・新エネルギー等発電等費の整理の基準

１．水力・火力・新エネルギー等発電等費の離島等供給費及び非離島等供給費への整理の基準

⑴　基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。

⑵　⑴の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第４表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

２．非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費のアンシラリーサービス費及び非アンシラリーサービス費への整理の基準

非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電等費を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

第４表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	水力・火力・新エネルギー等発電等費（第３表１．⑵関係）		販売費（第１表２．⑵関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	―	直課された人員数比	直課された人員数比	―
給料手当	―	同　上	同　上	―